

令和4年度第3回障がい小委員会 アジェンダ

◇開催日時・場所

令和4年11月11日（金）18:00 から
防災センター402・403 会議室

◇参加者

委員：眞保委員長、橋爪委員、中原委員、東委員、竹中委員、梶川委員
（阿部委員欠席）
事務局：高齢障がい課 障がい者支援係
福祉政策課 福祉政策係

◇目的

・市民意識調査の調査票について意見をいただく。

◇議題内容・進行予定

議題	項目	ポイント・成果	手法・資料	割当時間
1	審議 市民意識調査について	市民意識調査の調査票について審議する。	資料1 資料2 資料3 資料4	60分
2	その他	前回の会議録(案)の確認を依頼する。 次回の会議について確認をする。	資料5 資料6 資料7	5分

令和 4 年度狛江市市民福祉推進委員会 第 2 回障がい小委員会議事録（案）

日時：令和 4 年 8 月 23 日（火） 18 時～19 時

場所：特別会議室①、②

出席者：【委員】 眞保委員長、阿部委員、橋爪委員、梶川委員、中原委員、竹中委員、東委員

【事務局】 高橋課長、白石係長、阿内（高齢障がい課）
佐渡課長、小嶋係長、堀越（福祉政策課）

（委員長）

こんばんは。お忙しい中ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、第 2 回障がい小委員会を始めます。議事進行につきまして、発言する際は挙手ボタンを上げていただきまして、ミュート解除してからご発言をお願いいたします。

資料につきまして事務局より説明をお願いいたします。

（事務局）

では、資料の説明をさせていただきます。画面共有をしながらご説明させていただきます。今回から狛江市会議運営マニュアルに基づきまして、今まで次第というものを使ってご説明をさせていただいておりましたが、今回から「アジェンダ」を使用させていただきます。

「アジェンダ（協議事項、議事行程表）」は会議の目的、協議項目や協議時間の割当など、効率的な会議運営をするために事前に情報を整理したものとなっております。

また、オンラインで参加されている方は、ご案内しておりますように、市公式ホームページに掲載しております資料の一番上にあります「資料一式」という PDF をご参照ください。資料ごとにファイルを開いていただくお手間を考え、全てのファイルを繋げて通し番号を振ることといたしましたのでよろしくお願いいたします。

では、資料についてご説明させていただきます。アジェンダと併せてご覧ください。

【資料 1 - 1】 関係例規抜粋（資料一式 2 ページ～）

【資料 1 - 2】 第 5 次地域福祉計画等策定の概要について（資料一式 9 ページ～）

【資料 1 - 3】 狛江市第 5 次地域福祉計画等の策定スケジュールについて（資料一式 14 ページ～）

【資料1-4】国参考資料 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（資料一式15ページ～）

【資料2-1】障がい者計画進捗管理報告書（案）（資料一式29ページ～）

【資料2-2】委員からのご意見に対する回答（案）（資料一式57ページ～）

【資料3-1】狛江市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画サービス見込量進捗状況（資料一式63ページ～）

【資料3-2】第4回障がい小委員会委員意見シート（追記）（資料一式74ページ～）

【資料3-3 a. b. c. d. e】近隣説明資料（資料一式76ページ～）

【資料4】令和4年度第1回障がい小委員会 議事録（案）（資料一式100ページ～）

【資料5】委員名簿（資料一式111ページ～）

【資料6】令和4年度障がい小委員会全体工程表（資料一式112ページ～）

資料の説明は以上です。

（委員長）

それでは、議事に移ります。【審議事項】狛江市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の概要について事務局より説明をお願いします。

（事務局）

【資料1-1】をご覧ください。計画策定に係る例規を抜粋しております。

まず、7月25日に開催いたしました市民福祉推進委員会において、狛江市第5次地域福祉計画等の策定について、資料2ページ狛江市福祉基本条例第5条に基づき、市長から委員会へ諮問を行わせていただきましたので、ご報告いたします。

これを受けまして、市民福祉推進委員会において、資料5ページ狛江市福祉基本条例施行規則第28条の規定により、各個別計画について、小委員会に付議することについて承認をいただき、「狛江市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定」について障がい小委員会に付議することを承認いただきましたことを報告させていただきます。計画の諮問及び審議の付議に関する説明は以上です。

続きまして、「狛江市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の改定」の方向性についてご説明いたします。

【資料1-2】をご覧ください。今回、令和5年度で計画期間が終了する、狛江市第4次地域福祉計画、狛江市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画、狛江市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画、狛江市第1期成年後見制度利用促進事業計画及び狛江市第1次重層的支援体制整備事業実施計画を改定するとともに、狛江市第1期再犯防止推進計画を新たに策定いたします。

1. プランの構成についてですが、地域福祉計画は令和6年度からの6箇年、それ以外の障がい者計画を含む5計画につきましては3箇年を計画期間として、想定しており

ます。なお、【資料1-4】(18ページ)にございますとおり、厚生労働省の社会保障審議会の部会に提出した論点の中で、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画について地域の実情などに応じて5～6年程度まで柔軟な設定を可能とする案が示されているとの報道がございましたので、今後部会の答申も踏まえて、市民福祉推進委員会及び障がい小委員会において計画期間につきましてもご審議をお願いしたいと考えております。

2. のプランの位置付けについてですが、□の1つ目をご覧ください。あいとぴあレインボープランは狛江市第4次基本構想、狛江市前期基本計画の下位計画でございます。あいとぴあレインボープランは地域福祉計画と分野別の福祉に関する計画の総称でございますが、このうち障がい分野に関する計画が、狛江市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画でございます。

3. プランのコンセプトについてです。1つ目のコンセプトは、地域福祉計画の下位計画とはなるものの、全ての計画に対する横串として位置づけられる重層的支援体制整備事業が円滑に実施できるよう、実施計画を中心に地域福祉計画等と一体的に策定すること、2つ目は、新型コロナウイルス感染症、SDGs、Society5.0、DX推進等の政治的、社会的、科学的な新たな動向を踏まえた指標を提示し、当該指標を軸に地域共生社会の実現に向けて施策・事業を展開できるよう計画を策定することでございます。3つ目は、計画内容の簡素化でございます。なお、2つ目のコンセプトについて補足いたしますと、SDGsとは、Sustainable Development Goals(持続的な開発目標)の略称でございます。これは人類がこの地球で暮らし続けていくために、2030年までに達成すべき17の目標のことをいいます。地方公共団体の策定する福祉関連計画につきましても、1の「貧困をなくそう」、3の「すべての人に健康と福祉を」という目標と深く関連します。その他の目標につきましても地域共生社会の実現に当たっては無関係ではございません。Society5.0とは、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)をいう。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されたものでございます。Society5.0が提唱している目指すべき社会像である「人間中心の社会」というものは、地域共生社会の実現と通底するものがございます。DXとは、Digitaltransformationの略称でございます。市では、狛江市DX推進本部、狛江市DX推進委員会及び部会を設置して、DXを推進しているところでございますが、市民サービスの向上と行政運営の効率化の2つの面で本計画にも反映いたしたいと考えております。

4. の市民意識調査の概要ですが、こちらにつきましては、修正の予定がございます。高齢者調査・障がい者等調査のそれぞれ最後に「再犯防止に関すること」という項目がございます。これを高齢者調査・障がい者調査の項目として入れてしまうと、高齢者や

障がい者が犯罪に関わる可能性が高いと考えている、という誤解を与えてしまう可能性があるため、市民一般調査の対象年齢等を拡大し、市民全体への調査として設問するのがよいのではないか、というご意見が障がい小委員会・高齢小委員会の両委員長との事前打ち合わせの際、両委員長からございました。このため、市民一般調査の調査対象者の年齢等を拡大し、市民一般調査において再犯防止に関する質問を盛り込むことを考えております。また、対象年齢の拡大に伴い、市民一般調査の調査方法は、LoGo フォームに加え、郵送による方法も追加を考えております。修正につきましては、市民福祉推進委員会の委員長にもご確認をいただいで詳細を決定いたしますので、決まりましたら、また改めてご報告させていただきます。

5. プラン策定のフローです。まず、市民意識調査、統計データ調査・分析を行います。

分析結果を踏まえ、現状の整理、課題の抽出を行います。ここで、地域共生社会の実現に向けた指標及び指標を実現するための取組の方向性について検討をお願いいたします。その後、基本理念、基本目標をご検討いただき、最後に施策・事業等をご検討いただく予定でございます。

6. 計画書の構成案です。あくまでも計画書を1冊の冊子のまとめた場合の構成案でございます。6つの計画からなりますため、分冊での構成になる可能性もございます。

続けて、【資料1-3】をご覧ください。市民福祉推進委員会の令和4年度の7・8月の部分をご覧ください。先ほどの報告事項でもお伝えしたところでございますが、7月25日の市民福祉推進委員会で、市長から委員長に「第5次地域福祉計画の策定等」について諮問させていただきました。狛江市福祉基本条例施行規則第28条第1項の規定により、条例第32条第2項各号に掲げる事項についての調査審議を小委員会に付議することができるものとされており、「狛江市障がい者計画・第7障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画部分の調査審議につきましては、障がい小委員会付議をさせていただきました。

次に、障がい小委員会の11月の部分をご覧ください。次回の第3回障がい小委員会の議題としましては、市民意識調査の調査票に関する審議を予定しております。調査票は、国のベースとなる調査項目と市独自の調査項目を合わせたものになりますが、庁内調整を経た後、委員の皆様にはできるだけ早く情報提供させていただき、第3回障がい小委員会で実質的な審議ができるように進めて参りたいと考えております。その後のスケジュールですが、年末から年始にかけて約1箇月の回答期間を設定し、市民意識調査を実施し、できれば第4回に速報値を報告させていただきたいと考えております。令和5年度から3回にわたり障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児計画の案をご審議いただき、その後、計画案を市民福祉推進委員会に報告させていただきます。10月下旬から11月初旬ごろに市民福祉推進委員会から市長に中間答申をしていただく予定としております。この中間答申を踏まえて、市で素案を作成し、素案について市民説明会、市民

フォーラム及びパブリックコメント等の市民参加手続の中で計画に関するご意見をいただき、いただいたご意見を最終答申案に反映させていただきます。第4回定例会で計画の最終案をご審議いただき、それを市民福祉推進委員会に報告し、2月下旬に市民福祉推進委員会から市長に最終答申をしていただく予定としております。その後、3月に庁議での審議を経て計画を策定する予定でございます。なお、計画書の印刷製本につきましては、令和6年度初旬を予定しております。

以上が資料についての説明でございます。この後、次期障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児計画の方向性について皆様からご意見をいただき、国の動向や社会状況の変化、いただいたご意見などを参考に計画案の検討を進めて参りたいと考えております。説明は以上でございます。

(委員長)

何かご質問やご意見等がありますでしょうか。確認してもよろしいでしょうか。この委員会に直接関わらないかもしれませんが、今度第1期再犯防止推進計画を策定することで再犯防止推進計画に係る部会を別途立ち上げ、調査項目についてその会議でご検討されるということなのですが、できあがるのはいつごろになりますか。市民意識調査に間に合わせるとなると新たな委員会でかなりタイトなスケジュールなるかと思われませんが。

(事務局)

はい。部会につきましては福祉基本条例施行規則の一部を改正させていただき、委員の調整を事務局で進めさせていただいておりますので、第3回の市民福祉推進委員会の際に部会の設置についてご審議いただき、設置させていただいた上で委員の委嘱等もさせていただきます。

(委員長)

調査項目が決まるのはいつごろですか。

(事務局)

調査項目につきましては他の市民意識調査の項目の中で検討して参りますので、他の調査項目と同時に事務局で検討させていただきます。それを部会で審議していただくというかたちになります。

(委員長)

市民意識調査自体は今年中に行うのでしょうか。年末から年明けごろでしょうか。

(事務局)

そうです。第3回の際には部会の設置とともに項目についてもご審議いただきます。当然その部会の諮問をする前に部会の委員の方に審議の内容等について事前調整させていただきます。

(委員長)

他の自治体と共有等をして、イメージのようなものはあるのでしょうか。それとも、一から作るのでしょうか。

(事務局)

再犯防止の意識調査についてということによろしいですか。

(委員長)

そうです。

(事務局)

国で調査している内容をベースに作っていく予定でございます。そのため、ある程度は国で調査した項目を基本にして、自治体に当てはめたようなかたちで作る予定でございます。

(委員長)

ありがとうございます。これから新しく立ち上げる委員会でも国のひな型があるということですね。

趣旨は分かりますが、この委員会は障がいがある方からニーズを伺うということが主目的のため、そこに含めるのは懸念があります。また、確かに統計上、知的障がいの方の再犯の確率は高いですが、元は福祉領域で検討していない内容ではないでしょうか。

(事務局)

そうですね。元は法務省の管轄ですので、本来、福祉の領域の計画ではないはずですが。ただ、出所し、地域に戻るといふ際に福祉との連携は不可欠になります。その点、狛江市は安心安全課という担当課に計画策定にあたって事務局に入ってもらい、検討してまいりたいと考えております。

(委員長)

やはり、市民の方々や障がいのある方々への伝わり方を意識していただいて、進めていただければと思います。広く市民の方々にへアンケート調査をすることになりました

けれども、偏った見方が伝わるような質問項目にさせていただきたいと思えます。既に国のひな型があるとのことですが、その点を懸念しております。もちろん、地域に戻られる際には福祉との連携が必要だということは十分理解しております。しかし、広く市民の方々にアンケート調査をするとすると、これまでとは違った視点で注意しなければならないのではないかと思います。

(事務局)

ありがとうございます。お話いただいたことを十分踏まえて、注意して計画策定してまいりたいと考えております。アドバイスをいただきたい際には相談させていただければと思います。よろしく願いいたします。

(委員長)

事務局からご説明がありましたが、計画期間につきましては国の方針が出た後、皆様にもご議論いただきたいというところです。

(事務局)

ちなみに高齢の計画は、3年になるようです。高齢者の方が状況が著しく早く変わるので、3年間を維持したいと厚生労働省で考えているようです。

(委員長)

そうですね。

では、【審議事項】あいとびあレインボープラン障がい者計画進捗管理令和3年度報告書(案)について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

事前にメールにてご連絡させていただいておりますが、【資料2-1】及び【資料2-2】につきましては修正がございました。現在ホームページに掲載されている資料データが最新のものとなります。紙ベースで郵送させていただきました方につきましても、【資料2-1】及び【資料2-2】は修正前のものがございます。ご迷惑をおかけし申し訳ございません。よろしく願いいたします。

それでは、【資料2-1】をご覧ください。狛江市障がい者計画進捗管理令和3年度報告書(案)となります。29ページ以降の重点施策進捗管理シートをご覧ください。重点施策に係るご意見を委員の皆さまからいただき、「委員会からの意見」の欄にとりまとめて記載させていただきました。お忙しい中ご意見をいただき大変ありがとうございます。

ご意見に対するご回答については【資料2-2】に記載させていただいております。

全てをご紹介すべきところですが、時間の関係でいくつか抜粋してご説明いたします。

まず、23 ページ【地域生活支援拠点の整備】について、①「拠点の設置、完成を切望している人が沢山いる。材料費高騰は心配だが、面的整備と併せて予定通りの完成を目指していただきたい。」というご意見をいただきました。

市といたしましても、計画どおり拠点の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、24 ページ【切れ目のない相談支援・相談窓口の充実】について、②「『役割分担が明確にできない』ケースは誰ひとり取り残さないための仕組みづくりであるため、今年度顕在化した課題に対して具体的な対応に進めていく必要がある。」というご意見をいただきました。

こちらにつきましては、ご意見を受けて文言を修正いたしました。

③「12 ページの Act のつ目の記述について、『相談ケースの増加や課題の困難性』『支援者のマンパワー不足』『役割分担が明確にできない』等挙げられているが、例えば、一定のレベル課題(ケース)のみ受ける、支援者のスキルアップ(専門性)をはかる、リーダーシップの必要性(適任者の選定)等が考えられる。小委員会の答申も参考にしながら事業の確実な履行をお願いしたい。」

④「12 ページ『相談事例ごとに～場合がある。』(福祉相談課)とあるが、『総合相談支援体制の整備』にあたって大きな課題であると考えられる。これまで対応において課題が生じたケースについて、その原因と改善点を整理することが期待される。」というご意見をいただきました。

回答としましては、「何らかの精神疾患や発達障がいのある方が、家族間や近隣住民等とトラブルとなるような事例では、客観的にみると支援が必要と思われても、病識がなく治療に繋がらなかつたり、拒否により障がい福祉サービスの利用に至らないなどで、具体的な支援が行えず、即時の課題解決が困難となる場合が多くあります。こうした事例については、福祉相談課で事例ごとに定期的に状況確認しながら継続的に関わり、介入の機会を逸することなく、関係機関と連携して支援を行っています。」としております。

また、⑤「狛江市内に CSW は 3 名のみの配置であることを踏まえると、個別ケースの継続支援を CSW がどこまで担うのかという点は検討されるべきである。改善点に記載のとおり関係者間の連携・引き継ぎの強化が期待される。」というご意見をいただきました。

回答として、「CSW は、地域支援、個別支援、仕組みづくりの 3 つの役割を担います。3 つの役割を一体的に担う中でコミュニティソーシャルワーク機能を発揮することが重要です。ご指摘いただいたように個別ケースの継続支援を CSW がどこまで担うのかという点は重要な課題であり、重層的支援体制整備事業におけるアウトリーチ等事業の今後の展開を検討する中で検討してまいります。」と記載しております。

また、⑥「13 ページ『元和泉の地域の居場所よしこさん家～支援を行った。』とある

が、障がい者計画の進捗管理報告書であることから、障がい者支援に特化した記載が望ましい。」というご意見をいただきました。

こちらにつきましては、障がい者支援に特化した記載に改めました。

⑦「14 ページ『社会資源が少ないエリア～限られる。』とあるが、こまえ苑エリアのことを指すと思われるが、明記が必要。また、障がい者計画の進捗管理報告書であることを踏まえ、障がい者支援に特化した課題及び改善点の明記が望ましい。」というご意見をいただきました。

こちらにつきましても、こまえ苑エリアであること、障がい者支援に特化した表現に記載を改めました。

⑧「14 ページ『有償お手伝いサービス』とあるが、障がい者計画の進捗管理報告書であることを踏まえ、当該ケースが障がい福祉事業所と連携した障がい当事者によるお手伝いサービスの仕組みづくりだったことを明記してはどうか。」というご意見をいただきました。

こちらにつきましても、障がい福祉事業所と連携した障がい当事者によるお手伝いサービスの仕組みづくりだったことを明記しました。

次に、25 ページ【医療的ケアを必要とする障がい児支援のための保護、医療、福祉、教育等の連携体制の構築】について、⑨「『16 ページ関係機関が医療的ケアを必要とする障がい児に対する理解をより一層深めていく必要がある。』（福祉相談課）とあるが、抽象的であり、医療的ケア児に対してどのような理解が特に不十分であり、どのように関係者間で理解を促進するかということの検討が期待される。」というご意見をいただきました。

こちらにつきましては、Act の内容を「医療的ケア児がどのような医療的なケアを受けているのか、どのような支援体制が必要か、といったことについて理解を深めていく必要があり、医療的ケア児支援部会の研修に参加するなど、引き続き理解の促進に努めます。」という内容に改めました。

⑩「専門施設ではない多くの福祉事業所の場合、医療行為の為に直接支援ができない、設備の問題の為に受け入れが難しい等の課題が存在する。会議体ではそのような課題にも取り組んで欲しい。」というご意見をいただきました。

こちらにつきましては、医療的ケア児支援部会において事業所の受入体制に係る課題についても、今後、議論してまいります。なお、令和4年度は保育所に入所を希望している方の受入体制や入所の可否に関する判断基準を議論する予定となっております。

最後に、26 ページ【当事者が交流する場・余暇等の活動場所の提供】について、⑪「狛江市の地域ニーズに合致したインクルーシブな多世代交流のプログラムを公募するなど踏み込んだ場の提供を検討いただきたい。5月19日に障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が成立し、25日に公布されたことから、障がい特性を踏まえた情報保障をさらに進めていく必要がある。」というご意見をいただきま

した。

こちらにつきましては、こまえ苑エリア（資料2-2も修正いたしました。）に新たに整備する多世代・多機能型交流拠点において地域ニーズに合致したプログラムの展開を計画するとともに、障がい特性を踏まえた情報保障を図った情報発信の方法に取り組んでいきます。

⑫「誰でも利用できる交流拠点だが、就労している方（一般就労・福祉的就労等）は時間的な制約がある為、おのずと利用が制限されてしまう。休日や夜間にも利用できるように、その部分についての運営支援も考えていくと、より多くの人が利用できるようになる。」というご意見をいただきました。

こちらにつきましては、運営を進めてく中で地域の声に応じて休日等の開設等を検討していきたいと考えます。

⑬「18 ページ『市内の～支援を行った。』とあるが、市内の多世代・多機能型交流拠点において実際に障がいのある人もない人も交流できる機会が創出されているか、課題や改善点はあるかということの検証が期待される。また、障がい者支援施設の地域交流についての評価もなされることが望ましい。」というご意見をいただきました。

こちらにつきましては、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、思うようなイベントの開催に至りませんでした。様々なバックグラウンドを持った方が交流する機会が設けられ運営が行われました。障がい者支援施設の地域交流についての評価については新たな計画策定の際の検討課題としてまいります。

⑭「災害時に障がいのある方が安心して障がい福祉サービス等を利用できるように地域の見守り体制の構築をお願いしたい。」というご意見をいただきました。

地域見守り活動支援対象者名簿は要配慮者のうち、災害時又は災害が発生するおそれがある場合に自力では迅速な避難及び安全な避難生活を送ることが困難な方について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に配慮又は支援を必要とする方の平常時から見守りのほか、災害対策基本法第49条の10第1項の規定による避難の支援、安否の確認その他の対象者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿であり、災害時に障がい福祉サービスの利用を図るものではありません。ただし、名簿の策定時等に安否確認者等に指定された各福祉事業者の方が適切な支援ができるように情報共有を図ってまいります。

⑮「災害はいつ起こるか分からないものである為、早期の協議、協定締結が望ましい。」というご意見をいただきました。

現在、地域の見守り体制の構築及び各団体との協議・協定締結に向け調整を行っているところでございます。

説明は以上でございます。

（眞保委員長）

ただいま事務局より、狛江市障がい者計画進捗管理令和3年度報告書（案）について説明がありました。ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

それから、東委員から先ほどご意見がございました。

（東委員）

先ほどの話では法務省の施策が厚生労働省管轄のものと同等に扱われていますが、制度的にはどちらが上位概念になるのでしょうか、また、どういう扱いになるのでしょうか。

（事務局）

上位下位はないと思いますが、単純に計画策定の部局がどこになるのかというところで、自治体によっては福祉保健部局で行っている計画策定を地域福祉計画と一体的に行っているところもあれば、安心安全課のような防犯の部局で、計画策定をやっているところもありまして、担当する課が違うという例があるかと思います。狛江市の場合は、調整の中で福祉政策課が計画策定については担当課となりました。そのため、計画の上位下位はございません。

（東委員）

分かりました。ただ、親委員会が施策推進協議会のような一般的なかたちの自治体が多いですが、狛江市の場合は、市民福祉推進委員会となっているところに法務局関係のものが入っているのが違和感がありました。市の部局で法務局系のものを取り扱うことのメリット・デメリットも含めて説明は丁寧にする必要があると思います。市民福祉推進委員会という名前にアイデンティティ、誇りを持っている市民の委員はいるのではないかと思います。そこに、共生や再犯防止が入ってくるのは関連領域ではあると思うのですが、狛江市でそうなった経過を市民向けに説明することが必要だと思います。

（事務局）

そうですね。基本的に計画策定については市民福祉推進委員会の部会を利用させていただくのですが、計画の進捗管理については安心安全課の委員会がございますのでそちらで対応いたします。また、経緯としてはトップダウンで決まり、指示が出ました。そこで、狛江市単独の委員会を設置するよりは市民福祉推進委員会の中で犯罪歴のある方についても地域で連携して対応することとなりました。地域共生社会の取り組みの中の一環として、再犯防止推進計画を策定させていただくことは全く関係ないことではないと考えております。

（委員長）

ご判断を尊重したいと思います。

課長がおっしゃったように、地域共生社会として考えると、これは福祉だけの問題で

はないということです。個々の方が地域の中でどう暮らすかという具体的な問題になった際は福祉の領域であるということだと考えます。しかし、そのような方が地域で暮らす際に必ずしも福祉が必要なわけではないです。逆に、福祉が必要な方たちにはある種のスティグマがつきまとう社会の中では、配慮が必要な問題だと思います。

他にいかがでしょうか。

【資料2-2】の15ページについて、最後の⑮「災害はいつ起こるか分からないものであるため、早期の協議、協定締結が望ましい。」というご意見があり、現在、調整を行っているようですが、いつごろが目処となっているのでしょうか。

(事務局)

ケアマネ連絡会等にお話をさせていただいております。基本的に状況についてはご理解をいただいております。これから詰めさせていただきまして、あと1.2ヶ月のうちに締結まで進めたいと思っております。要綱改正もあわせて行ってまいります。

(委員長)

遅くとも年度内というイメージでしょうか。

(事務局)

そうです。国で東日本台風を受けて報告書が出て、それを受けて避難行動支援者のプランや福祉避難所のプランが改訂されました。それを踏まえて狛江市のプラン改定も併せて進めております。並行しながら、福祉関係事業者様との協定締結も進めてまいります。

(委員長)

目処がつきましたら、11月の委員会でも進捗の報告をお願いいたします。

(事務局)

承知いたしました。

(委員長)

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

【報告事項】障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に係る施策・事業の実施状況についてご説明をお願いいたします。

(事務局)

【資料3-1】から説明をさせていただきます。狛江市障がい者計画・第6期障がい

福祉計画・第2期障がい児福祉計画サービスの見込み量の進捗状況をご覧いただければと思います。前回の会議でご指摘をいただきました、表の110と111でございますが、こちらの2ヶ所につきまして、数字を入れましたのでご確認をお願いいたします。

続きまして、【資料3-2】でございます。第4回障がい小委員会委員意見シート追記をご覧いただければと思います。前回の委員会の際に口頭のみで説明させていただきました。申し訳ございませんでした。今回、改めて記載させていただきました。こちらの議題3の追記しておりますところ、ご確認いただければと思います。

続きまして、前回、拠点整備に関しての近隣説明会の報告がしっかりとないというご指摘をいただきました。その後、【資料3-3 a.b.c.d.e】を郵送させていただきました。こちらにつきまして、もう一度資料として今回ご用意いたしました。資料のみをお送りしている状況ですので、もし、ご質問がございましたら、おっしゃっていただければと思います。

説明は以上となります。

(委員長)

資料3関係で何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ご丁寧に資料をお送りいただきまして、ありがとうございました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他事務局から何かありますか。

(事務局)

ございます。100ページ【資料4】をご覧ください。第1回の会議録(案)でございます。修正がございましたら、先ほどの進捗状況報告書(案)と合わせまして、9月6日の火曜日までに事務局までメール・電話等でご指摘いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

続きまして、【資料5】については名簿でございますので、説明は省かせていただきます。【資料6】でございます。令和4年度障がい小委員会の全体工程表となっております。第3回につきましても、新型コロナウイルス感染症の状況にもよりますが、直接参加とウェブ参加のハイブリッドでの開催を予定してございます。なお、第3回の議事内容といたしましては、先ほどご説明させていただいておりますが、次期障がい者計画策定に向けた市民意識調査の調査票に関する調査項目につきまして、ご議論いただければと思っております。

また、先ほどお話をさせていただいておりますが、基幹相談支援センター地域生活支援拠点の検討状況に進捗がございましたら、その部分を報告させていただければと考えております。説明は以上となります。

(委員長)

はい。ありがとうございました。資料4、5、6でご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

次回、11月11日18時からよろしく願いいたします。ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。

令和4年度 障がい小委員会委員名簿

【資料6】

選出区分	氏名	所属
市民福祉推進委員会	眞保 智子	法政大学現代福祉学部教授
	阿部 利彦	星槎大学大学院教育実践研究科教授
	橋爪 克幸	社会福祉法人光友会ひかり作業所
	梶川 朋	comarch 代表
委員長推薦 (地域自立支援協議会)	中原 弘隆	狛江市地域自立支援協議会委員 (社会福祉法人光友会ひかり作業所)
委員長推薦 (地域自立支援協議会)	東 貴宏	狛江市地域自立支援協議会委員 (狛江さつき会地域生活支援センターリヒト)
委員長推薦 (狛江市社会福祉協議会)	竹中 石根	狛江市社会福祉協議会サービス事業課長
発令日	令和2年8月1日	
任期満了日	令和5年7月31日	

令和4年度障がい小委員会 全体工程表

※会議の内容については調整の上、変更の可能性がございますのでご了承ください。

回数	開催日時	開催方法	開催時間	開催場所	内容
第1回	令和4年5月27日(金)	ウェブ開催	午後6時00分～	防災センター 401 会議室	障がい者計画令和3年度進捗管理等 他
第2回	令和4年8月23日(火)	ウェブ開催予定	午後6時00分～	特別会議室①、②	・障がい者計画令和3年度進捗管理報告書の検討・確定 ・障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に係る施策・事業の実施状況について
第3回	令和4年11月11日(金)	ウェブ開催予定	午後6時00分～	防災センター 402・403 会議室	・次期障がい者計画策定に向けた市民意識調査の調査票について
第4回	令和5年2月1週目 (未定)	ウェブ開催予定	午後6時00分～	防災センター 402・403 会議室	・次期障がい者計画策定に向けた市民意識調査の調査結果について ・基幹相談支援センター・地域生活支援拠点の進捗状況について